年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

奈良厚生年金 事案 1425

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年12月1日から8年4月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年4月30日から同年5月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年5月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月1日から8年4月30日まで

② 平成8年4月30日から同年5月1日まで

年金事務所からA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額及び資格喪失日の記録が遡及して訂正されていると連絡があった。申立期間当時の給料は30万円を超えていた。また、厚生年金保険の資格喪失日は平成8年4月30日となっているが、同年5月のゴールデンウィーク頃までは勤務していたと記憶している。調査の上、A社における標準報酬月額及び資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、当初、申立人の標準報酬月額は32万円と記録されていたところ、平成8年7月17日付けで7年12月1日に遡及して12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社の複数の同僚について、申立人と同様に、平成8年7月 17 日付けで、標準報酬月額の遡及訂正が行われている。

さらに、A社の代表取締役は、「申立期間当時、滞納していた社会保険料

額を減らすために健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び資格喪失年月日訂正届を提出した。」と供述していることから、滞納保険料減額のために申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正処理が行われたものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年7月17日付けで行われた 遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について7年12月 1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認め られないことから、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初 届け出た32万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、当初、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成8年6月13日と記録されていたところ、同年7月17日付けで、同資格喪失日が同年4月30日に訂正されていることが確認できる。

一方、雇用保険被保険者記録により、申立人のA社における離職日は平成8年4月30日であることが確認できる上、A社を一緒に退職したとして申立人が名前を挙げた同僚は、「私はA社退職後の同年5月16日から他社に勤務した。申立人と同時期に退職したので、申立人に一緒に働かないかと誘ったことを覚えている。」と証言している。

また、A社の代表取締役の上記供述から、滞納保険料減額のために申立人に係る資格喪失日の訂正処理が行われたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年4月30日にA 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理 由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、 申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険被保険者記録における離職日 の翌日である同年5月1日であると認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが妥当である。